

水害時緊急避難協力駐車場の使用に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）及び_____（以下「乙」という。）は、静岡市内において水害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時等」という。）に、甲が市民の車両を一時的に避難させる水害時緊急避難協力駐車場（以下「車両の避難場所」という。）として乙の施設の一部（以下「本件施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲が本件施設を車両の避難場所として使用するに当たり必要な事項を定めることにより、被災者支援を円滑に行うことを目的とする。

（本件施設の提供）

第2条 乙が災害時等において、甲からの要請に基づき、車両の避難場所として提供する本件施設は、以下のとおりとする。

【施設名】_____

【所在地】静岡県静岡市_____

【車両の避難場所】_____（施設名）の駐車場のうち、乙の指定した部分

（車両の避難場所の範囲等）

第3条 本件施設を車両の避難場所として使用する場合は、その範囲及び収容台数は、災害時等の状況に応じ、甲、乙協議のうえ決定する。

2 前項に規定する場合の当該施設の運営は、乙が行うこととし、甲はこれに協力するものとする。

（期間）

第4条 甲が本件施設を車両の避難場所として使用する期間は、その目的の達成のため必要最低限の範囲で甲、乙協議の上、定めるものとする。

（費用）

第5条 甲が本件施設を車両の避難場所として使用するにあたっての費用は無償とする。

2 避難者が本件施設を破損若しくは汚損又は紛失したときは、これに係る修繕等の経費は、原則として甲が負担するものとする。

3 前項の規定による負担について疑義が生じたときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

（訓練実施）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく被災者支援等を円滑に実施するため、協力して訓練を実施するものとする。

(緊急連絡先の通知)

第8条 甲及び乙は、災害時等の緊急連絡先をあらかじめ相手方に通知するものとする。
2 前項の規定により通知した緊急連絡先を変更した場合には、甲及び乙は、速やかに変更後の緊急連絡先を相手方に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の1月前までに甲、乙いずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間が満了する日の翌日から1年間延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年●月●日

甲 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

難波 喬 司

乙 _____

代表取締役社長
